

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の一部改正（案）に対する意見の募集について

【趣旨・目的・背景】

本市では、駐車場法の規定に基づき、道路交通の円滑化を図ることを目的に、一定規模以上の建築物を建てる際には駐車施設を設けることを条例で義務付けています。

近年の超高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が生じる程度が大きくなっており、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足に対応するため、共同住宅を特定用途に追加する駐車場法施行令の改正、標準駐車場条例の改正がありました。これに基づき、本市の「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の一部改正を予定しています。

つきましては、条例改正の素案について、広く市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. ご意見募集の対象

建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（案）

2. ご意見募集期間

令和7年10月23日（木）から令和7年11月21日（金）17時15分まで
（郵送については、締切日の消印まで有効とします）

3. 閲覧場所

- ・岡山市のホームページ「実施中のパブリックコメント」
（<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000075158.html>）
- ・市街地整備課（市役所本庁舎6階）
- ・情報公開室（市役所本庁舎2階）
- ・区役所（北区役所を除く）総務・地域振興課
- ・瀬戸支所・灘崎支所総務民生課



↑こちらからも
閲覧できます

4. ご意見の提出方法・提出先

「建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（案）」に対する意見と住所、氏名、電話番号を記入のうえ、令和7年11月21日（金）（必着）までに直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により、市街地整備課にご提出ください。

【ご注意】・口頭または電話でのご意見は受付いたしませんので、ご了承ください。

・書面の様式は問いませんが、参考様式を用意しておりますのでご活用ください。

提出先	電子メール	shigaichiseibi@city.okayama.jp （件名に「パブリックコメント」とご記入ください）
	ファクシミリ	086-803-1765
	郵送・持参	〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市 都市整備局 都市・交通部 市街地整備課（本庁舎6階） （土曜日、日曜日、祝日を除く。8時30分から17時15分まで）

5. その他

- ・お寄せいただいたご意見については、最終的な案を作成する際の参考とさせていただくとともに、ご意見をとりまとめて公表する予定です。
- ・ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。
- ・ご記入いただいた住所、氏名等の個人情報につきましては、岡山市個人情報保護条例（平成12年条例第34号）の規定により、適切に取り扱います。

6. お問い合わせ先 岡山市 都市整備局 都市・交通部 市街地整備課 TEL 086-803-1383